蒲生野中学校同窓会会則:新旧対照表

	現行	改正案	備考
第1条	本会は京都府船井郡丹波町立蒲生野中学校同窓	本会は、 京都府船井郡京丹波町立蒲生野中学校	町村合併による
	会と称する。	同窓会と称する。	町名変更
第 2 条	本会は事務所を蒲生野中学校に置く。	本会は <u>、</u> 事務 <u>局</u> を蒲生野中学校 <u>内</u> に置く。	文言整理
第 3 条		第 4 条	
	本会は下記の会員を以つて組織する	本会 <u>の会員は、次のとおりとする。</u>	文言整理
	I、正 会 員 蒲生野中学校卒業者	I、正 会 員 蒲生野中学校卒業者	
	I、賛助会員 蒲生野中学校現職員	<u>2</u> 、賛助会員 蒲生野中学校現職員	
	I、客 員 蒲生野中学校旧職員並びに本	<u>3</u> 、客 員 蒲生野中学校旧職員並びに本	
	会に縁故のあるもの	会に縁故のあるもの	
第 4 条		第 3 条	
	本会は母校との連絡を保ち会員相互の親睦と修	本会は <u>、</u> 会員相互の親睦をはかり <u>、</u> 母校の発展	文言整理
	養をはかり母校発展に資することを <u>以つて</u> 目的	に <u>寄与すること</u> を目的とする。	抹消した事項
	とする。		は、本会の目的
	1、会員の親睦修養の会	(抹消)	に含まれるもの
	1、会誌及会員名簿の発行		とするため
	1、会員の慶弔、恩師の謝恩		
	1、母校の後援		
	1、その他必要と認める事項		
第 5 条		第5条	実態にあった組
	本会は母校との連絡と本会の運営を期す為下の	本会に次の役員を置く。	織体制を構築す
	役員を置く。	会長 名 副会長 <u> </u> 名 <u>庶務 名</u> 会計 名	るため

		# + 0 0 m + + + + 0 / + 1 + \(\dots \)	1
	Ⅰ、会 長 Ⅰ名	<u>監事2</u> 名 理事若干名(一部抹消)	
	Ⅰ、副 会 長 男女各Ⅰ名		
	Ⅰ、会計 Ⅰ名		
	I、会計監查 3名		
	I 、理 事 若干名 <u>(但し3名は賛助会</u>		
	夏)		
		(抹消)	
	、年次会員 各年次毎に男女各 名	(抹消)	
第6条		第 14 条	
	本会は現職蒲生野中学校長、同育友会長、丹波	本会 <u>に顧問に置くことができる。</u>	実態にあった組
	町教育委員会教育長を顧問に推す。		織体制を構築す
			るため
		第 15 条	顧問の役割を明
		顧問は本会の運営に対し助言を与える。	確にするため
第7条		第 6 条	
	本会役員の選任は次の方法による。	本会役員の選任は、次の方法による。	文言整理
	1、会長、副会長及び会計監査は総会に於て	Ⅰ、会長、 <u>監事及び理事</u> は総会に於 <u>い</u> て正会	実態にあった組
	正会員中より選出する。	員より選出する。	織体制を構築す
	I、理事は正会員、賛助会員中より年次委員	2、副会長は現職校長とする。	るため
	は同年次会員中より会長が委嘱する。	3、庶務、会計は現職教頭とする。	
	I、評議員は正会員中より町村別に選出す	(抹消)	
	る。		
	Ⅰ、会計は正会員中より会長が委嘱する。	(抹消)	

rt			L > ±6 =m
第8条			文言整理
	本会役員の任務は次の通りとする。	本会役員の任務は次の <u>とおり</u> とする。	実態に応じた組
	I、会長は本会を代表し、会務を総理する。	I、会長は本会を代表し、会務を <u>統括</u> する。	織体制を構築す
	I、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある	2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある	るため
	ときはこれを代行する。	ときはこれを代行する。	
		3、庶務は本会の記録、資料の作成・保管を	項目追加
		<u>行う。</u>	
	I、会計は会計事務一切を処理する。	4、会計は <u>本会の</u> 会計事務一切を処理する。	
	I、会計監査は本会々計一切を監査する。	5、 <u>監事</u> は本会の会計一切を監査する。	
	I, 理事は会務を分掌し、その運営に当た	6、理事は会務 <u>の一部を受け持ち、</u> その運営	
	る。	に当たる。	
	I、評議員は本会の予算決算並びに会務執行	(抹消)	
	に関する重要事項の審議。所属町村に関す		
	る事務の処理。本部、町村間の連絡にあた		
	る。		
第9条		第7条	
	本会役員の任期は1年とする。但し補欠による	本会役員の任期は <u>原則</u> 年と <u>し、再任を妨げな</u>	実態に応じた組
	場合は前任者の残任期間とする。全て再任は妨	<u>い。</u> 但し補欠による場合は前任者の残任期間と	織体制を構築す
	げないが重任は之を認めない。	する。	るため
第 10 条		<u>第9条</u>	
	本会は年I回総会を開く。但し必要ある場合は	本会に必要な事項については、役員会の承認を	実態に応じた組
	臨時に之を開くことが出来る。総会に於ては会	必要とする。役員会は必要に応じて会長が招集	織体制を構築す
	計、会務の承認、役員選出、会則改正その他、	<u>する。</u>	るため
	本会目的達成に必要と認められる事項の決議を	本会は、臨時に総会を開くことができる。決議	
	行う。決議権は正会員のみ之を認める。役員会	権は正会員と賛助会員が持つ。	
	行う。決議権は正会員のみ之を認める。役員会	権は正会員と賛助会員が持つ。	

	は必要に応じて会長が之を招集する。		
第 条	33333	第 10 条	文言整理
	本会経費は、会費、寄附金その他の収入をもつ	本会 <u>の</u> 経費は、会費、寄附金その他の収入をも	
	て支弁する。	って <u>充てる。</u>	
第 12 条		第 条	卒業記念品の卒
	本会の会費は1人弐百円とし入会と同時に <u></u> えを	本会の会費は、 <u>別途定めることとし、</u> 入会と同	業証書筒の価格
	納める。但し正会員のみ之を納める。	時に納める。	高騰により、今後
			も会費の変更が
			見込まれるため。
第 13 条		第 12 条	
	I、本会は基本金として年々前条による金額を	(抹消)	
	積立て経常費はこの年の収入を上回り使用		
	してはならない。		
	I、本会の財産は会長名義を以つて之を保管	本会の財産は <u>、</u> 会長名義 <u>の口座により保管し、</u>	内容の整理
	し、現金は総会の決議により確実な銀行及	本会の目的を達成するため、その範囲内で会長	
	び郵便局に預け入れる。	の承認を得て使用することができる。	
	I、本会の基本金を臨時に使用することが生じ		
	た場合は本会の会の運営を妨げない限り誤		
	議員の承認を得て使用することが出来る。		
第 14 条	本会の会計年度は毎年1月1日に初まり同年 12	第 13 条	
	月31日を以つて終る。	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年	学校、PTAの会
		3月31日に終わる。	計年度と合わせ
			るため
第 15 条		第 16 条	文言整理
	本会々則の変更は総会に於て出席会員の3分の	本会会則の変更は <u>、</u> 総会 <u>に出席した</u> 会員の3分	

	2以上の同意がなければこれを行うことが出来	の2以上の同意がなければこれを行うことがで	
	ない。	きない。	
第 16 条	本会則は昭和 29 年 月 日より実施する。		附則に移動

附 則

第 17 条	本会々則に基づき第5条、第7条、第8条、第	(削除)	第9条に包括さ
	9条、第10条、第12条、第13条の条項につい		れるため
	ては本会の運営上必要な事項を細則に定めるも		
	のとする。		
第 18 条	細則は評議員会に於て出席者数の半数以上の同	(削除)	会則変更に即し
	意を得て定め、又は改正することができる。		た削除

附 則

	本会則は、昭和 29 年 月 日より実施する。	第 16 条から移
		動
(蒲生野中学校同窓会々則の 部を改正)	この会則は、昭和37年 月 日より実施する。	文言整理
Ⅰ、この会則は昭和 37 年 Ⅰ 月 Ⅰ 日より実施する。		
	この会則は、令和6年5月 18 日より実施する。	追加

当面、総会の開催案内と結果報告は学校ホームペ	追加(事務連絡)
時により行う。	
本会の会費は、令和6年度より当面 500 円とす	追加(事務連絡)
る。	